

## 意見書案第 4 号

### 公立小中学校施設整備に係る確実な予算確保を求める意見書

文部科学省は、学校施設について、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難生活の拠点としての役割を担うことから、平時のみならず災害時においても十分な安全性と機能性を備える必要があるとしている。

本市においても、将来を担う子どもたちの教育環境の整備を最重要課題と位置付け、文部科学省のインフラ長寿命化計画に基づき「長浜市学校施設等長寿命化計画」を策定し、計画的な取組を推進しているところである。

しかしながら、国は令和7年度事業において、耐震化や学校統廃合に係る事業を優先採択する方針を示し、交付金事業であるにもかかわらず、長寿命化及び改良事業の一部が採択されない状況となった。この結果、本市における令和7年度以降の学校施設整備の計画性が損なわれ、長寿命化改良工事を前提とした学校運営や地域行事の実施計画にも調整を余儀なくされるなど、多方面において深刻な影響が生じている。

また、学校現場への負担を最小限に抑えるためには、長期休業期間を活用した工事計画が不可欠であり、当初予算での採択がなされない場合、その影響は一段と拡大することが懸念される。今回の国の対応は、課題が山積する学校現場の実情を十分に踏まえたものとは言い難く、国において速やかに実態を精査の上、必要な措置を講ずることを強く求めるものである。

地方自治体を取り巻く財政状況が一層厳しさを増す中、教育環境の改善及び老朽化対策を着実に進めていくためには、学校施設環境改善交付金の安定的な確保は不可欠である。よって、国におかれでは下記事項について特段の配慮のもと、速やかな対応を強く要望する。

#### 記

1. 地方自治体の事業計画に支障が生じることのないよう、必要な予算を確保すること。
2. 事業実施に必要な財源を確実に確保するとともに、耐用年数を迎える学校施設の改修事業に対し、的確な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月23日

内閣総理大臣 宛

文部科学大臣 宛

内閣官房長官 宛

衆議院議長 宛

参議院議長 宛

長浜市議会議長